

高額医療・高額介護合算療養費制度

問 保険年金課 ☎(55)71119
高齡福祉課 ☎(55)71116

▼制度内容／1か月間にかかった医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」、介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サビス費」が申請により支給されます。

さらに、1年間に医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準額(別表参照)を超えた場合、超えた分が申請により支給されます。

所得区分		後期+介護	医療保険+介護 (70歳以上)	所得区分	医療保険+介護 (70歳未満)
現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円	212万円	ア (901万円超)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円	141万円	イ (600万円超 901万円以下)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円	67万円	ウ (210万円超 600万円以下)	67万円
一般 (課税所得145万円未満)	56万円	56万円	エ (210万円以下)	60万円	
			オ (住民税非課税世帯)	34万円	
低所得Ⅱ	31万円	31万円			
低所得Ⅰ	19万円	19万円			

▼支給条件

- ・算定期間：令和5年8月診療分から令和6年7月診療分まで
- ・計算対象：令和6年7月末時点で加入している医療保険(ここに計算します)。
- ・計算対象になる自己負担額：「高額療養費」・「高額介護サビス費」として支給された額を差し引いた金額の合計が計算対象となります。

ただし、医療保険・介護保険ともに、計算対象となる自己負担額があること(例えば、国民健康保険の被保険者が介護認定を受けていない場合は、対象とはなりません)。

※計算対象の金額が基準額(別表)から500円を超えない場合は、支給されません。

▼申請手続

【愛西市国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者】

対象となる被保険者へ郵送でご案内しますので、左記の通り申請してください。

▼必要書類

- ・国民健康保険または後期高齢者医療保険の有効な健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのうちいずれかお持ちのもの
- ・自己負担額証明書(算定期間内で医療保険者・介護保険者に変更になった場合必要)
- ・振込先通帳
- ・通知カードまたはマイナンバーカードなど個人番号が確認できるもの

▼申請先

「被用者保険(会社の保険)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者」

申請先、申請方法は、令和6年7月末にご加入の医療保険者(会社など)にお問い合わせください。

春季全国火災予防運動

問 消防本部予防課 ☎(26)1109

3月1日(土)から7日(金)まで春の全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されています。

【市消防本部の主な取組内容】

- ・消防自動車による防火宣伝
- ・市内施設でのポスター、のぼり旗および横断幕掲示
- ・大型店舗などの立入検査
- ・市内学校での防火啓発放送
- ・市ホームページ、SNSなどによる周知



市ホームページ



春の火災予防運動

薪ストーブの使用について

問 環境課 ☎(55)71114

近年、薪ストーブを設置されるご家庭が増えていきます。しかし、薪ストーブの使い方が原因で煙やにおいなどの苦情が発生しています。

現在、薪ストーブの使用を規制する法律や条例はありません。このようなトラブルは「近所同士で解決していく」ことが必要になります。まずはトラブルに発展させないためにも、薪ストーブの適切な使用を心掛けましょう。

【薪ストーブを使用するときには】

- ①十分に乾いた薪を使いましょう
乾燥が不十分な薪を燃やすと、不完全燃焼が起こりやすくなり、煙やにおいの発生原因となります。
- ②薪以外は燃やさないでください
接着剤や塗料の付いている木材や家庭ごみなどを燃やすと、悪臭や有害な成分の発生原因となる場合があります。
- ③適切なメンテナンスをしましょう
燃焼室や煙突のこまめな清掃、専門家による定期的なメンテナンスを行いましょう。
- ④「近所への配慮を忘れずに」
薪ストーブの煙やにおいが「近所の迷惑にならないように」、使用する時間帯や煙突の位置などを配慮しましょう。